

# 役者は何匹太夫は何人

## 天保の大改革と藝人の位置

多くの操り座を眼下に見て、すんぐと深い地盤の上に根を据えて行く文樂座は、日毎に市中の人氣も高まり、立派な成長をつづけつゝあつたがそれも四五年のこととて、こゝに一頓挫を來す可き出來ごとが到來した。それは何かといふと有名な天保十三年の大改革である。硬骨水野越前守は、歌舞伎芝居、操り芝居、俳優、太夫、人形遣ひ、三味線彈き、囃子方、ありとあらゆる藝人社會へ對して、風紀振肅の名の下に一大鐵槌を加えたのである。その改革令或は禁令は同年四月五月七月の三度に涉つて、それは／＼嚴酷苛察を極めたものであつた。文樂座はその五月の禁令、即ち社寺境内に於ける芝居興行罷り成らぬ、の部に入つて、せつかく築き上げた地盤も物かは直ちに櫻幕を卷いて稻荷の境内から退散し、其後は餘儀なく、市の側や若太夫の芝居その他を一時借りて轉々として彷徨するより他はなかつた。これと同じ厄難に遇つたのが御靈社内の芝居だから、大阪中でのこるところ、道頓堀では竹田と若太夫、北堀江市の側、天満大工町荒木、北の新地、と都合五ヶ所だけになつてしまつたのである。（文樂轉々の状は後に述べる）。以上は操り座として直接蒙つた影響であるが、これを藝人社會に蒙つた影響を見てみると、それは／＼實に慘憺たる光景である。もとより藝人社會へ對する其筋の禁令といふものは、河原乞食と卑しめられながら王侯の贊を盡してゐる元祿頃の役者達に屢々下つてゐたが、多くは表面的のもので、その實役人の目の光らぬ處では公然の秘密で犯則がつけられてゐたものだが、今度のはなか／＼そんな手温いものではなく、平生の私生活にまで立ち入つて嚴重を極めたものである。四月の改革令では、歌舞伎芝居の衣裳道具その他一切華美の物を用ふるを許されない、といふことになり、ちやうど其時大阪では道頓堀三座のうち、大西の芝居だけが獨り開演中であつたので、此興行終るまでと請願したがそれも許されないので、急に道具を變へる衣裳を改めるの大混雜、木綿物に摺箔、染込などをしてやつと禁令の趣旨に合はしたなどゝいふ例がある。また七月十五日附で出た禁令は更に苛酷で、…………太夫役者等諸藝人は、芝居以外に於ては、平日吉凶ともに袴袴を着用し、雪駄高下駄を穿つことを禁じ、役者は寒暑ともに往來するには必ず編笠を被らしめ、一枚草履を穿つべし、淨瑠璃太夫の肩衣は麻持に限り、又人形遣ひ近來身分を忘れ、出遣ひに白粉を面てに塗り俳優等と同じく婦人に媚び男娼同様の振舞ひ嚴

重に慎しむべし、その他町人同様の生活をなすべからず。…………これではまるで人間束縛だ、けれどもなんと云つても幕府の禁令だ致し方がない。哀れや昨日まで、錦や緞子に包まれて駕を飛ばした立役者も、満都の子女を懲殺して芝居果ての裏木戸に、振袖野郎帽子の艶色を見せた女形も、今日からは厄切れ草履に冬編笠といふ見喪らしさ。東都の市川海老藏が、舞臺に眞物の具足を用ひ、高價な印籠を用ひた爲めに江戸追放といふ大災厄に遇つたも此時である。道頓堀その他三ヶ所に居宅を構へ、米一石一兩といふ時の相場に年費三千兩といふ豪奢な生活をした梅玉中村歌右衛門が糺明され、その他中村富十郎、芝翫、我童等續々と譴責やその他の處分を受けゐる。それ等はなほ觀方によれば奢侈を戒むことだから或は當然だとも云ひ得られる。だがこゝにもう一つ個人の生存権にまで立入つた大問題がある。即ちこれ等の藝人達が、土地や家屋を所有することが出来ないといふ禁令である。隨分亂暴な話だ。田畠土地家屋すべてを所有することを許されないのである。而かも彼れ等の住居は道頓堀一圓を限つて、其他の土地に居住することを許さない。かうなると殆んど人種問題だ、けれども當時の習慣としてやはり泣く子と地頭には勝たれぬといふ諱どほり服従するより他に手段は無かつた。

おさへつける者も、おさへられる者も、これが當然だと云つたやうに、たゞ成行にまかしてゐた封建制度のかうした唯中に、たつた一人ホンの唯一人、非違非法なる此命令に懐らずとして、反抗の氣勢を上げた快男子がある、そもそもそれは誰れなのだらう。

通稱百貫の安兵衛、といふと如何にも町奴か顔役のやうに聞こえるが、實は三代目竹本筆太夫といふ利かぬ氣の男である。初代彌太夫の門人で當時淨瑠璃界の錚々たる立物の一人、舞臺の技倆は云はずもあれ、近松狂言堂と合作で『淨瑠璃大系圖』三巻を著はしてゐるほど文學の嗜みもあつて、相當の見識をもつた人物であつた。已が頭上にこんな馬鹿げた禁令が出てゐるとは知らずに筆太夫は、その頃伊勢古市の近邊を巡業して歩いてゐて、やつと大阪へ歸つて見ると此大騒ぎた。仲間の者や諸藝人達はガヤぐと此禁令の取沙汰で喧しく騒いでゐるがサテこれを何うしやうなど考へて見る者などは一人も居なかつた。で筆太夫は歸宅匆匆旅装をも解かず其まゝの姿で、とりあへず町内の年寄（嶋の内岩田町今の大清水町）綿屋平三郎方へ馳けつけた。そこで主人の平三郎に逢つて、かう云つてみた。



圖系大萬屋淨著夫太筆本竹

『今度諸藝人達が家屋田畠を所有することが出來ないといふお布令が出たらしい、實は私は旅へ出てゐて今歸つたばかり、その事實は知らないが、外の藝人達はいざ知らず、我々太夫までその禁令を受けるといふのはどうも可笑しい。これは必つと何かの間違ひではないでせうか、現に先年安治川の新山御再興の時、中村梅玉が御冥加金を願ふたが却下されて、我々因一統から御願ひしたのは早速に聞きすみとなり、銀十枚納めたことは、あなたも御存じの事と思ふ、いつたい我々淨瑠璃太夫は昔から武士同然の扱ひを受けてゐるばかりか、畏くも禁裏から許されて官名を受領する程のもので、以前から家屋田畠を所有してゐる者は可なり多い。或は此禁令を聞いたものが解釋を間違へてゐるのかも解らないが、とりあへず一度上へお伺ひ下さい。

ぼんやりと突つ込んで出た。

平三郎は

『今度の禁令は、なか／＼そんな手緩いのではないから、元より間違ひなどのあらう筈がない、黙つて辛抱して置いては何うか』

と云つた風に筆太夫をなだめてかゝらうとする容子であつたが、筆太夫は何うも太夫といふ位置のものがさうまで虐待を受ける覚えが無いといふ肚であつたから、なか／＼屈服しない。その日いけねば翌日、翌日いけねばまたその翌日といふ風に根氣強く戦つた。彼は飽くまで太夫の權威といふものを維持したかつたのである。筆太夫が誠意をもつてする猛烈熱心な運動には遠がの平三郎も遂にこれを總年寄まで達せざるを得なかつた。總年寄はやがて奉行へ是れを進達した。日ならず七月二十五日西町奉行阿部遠江守から、太夫役者その他芝居關係者のこらず出頭すべしといふ達しがあつた。一同は今日の宣告が果してどんなもかとの戦々兢々として罷り出た。阿部遠江守は一同へかう云ひ渡した。

一、歌舞伎役者の者は道頓堀八丁町の内住居に限り人形遣ひ同様の事。淨瑠璃語りの太夫の儀はこれ迄通り家屋敷田地田畠等質求め候  
共差構へ無之事。

筆太夫の意志は見事に貫徹したのである。これが爲めに生涯世の中から葬り去られやうとした淨瑠璃太夫の權威は完全に支へられたのである。實に斯界にとつての夥しい効績をのこしたのであつた。

なほ筆太夫は古來から此事件當時までの淨瑠璃關係者の所有家屋の覺え書を奉行所へ提出してゐる。其下書きの筆太夫自筆のものを私の家に傳へてゐる、これは好箇の資料であるからこゝへ略記して置く。

## 一、太夫三味線家持之衆中覺

日本橋南詰坂町行當り(日本橋筋二丁目)

同 所 (筑後掾と合壁)

堺筋周防町南へ入

心齋橋筋大丸南の町(周防町南入)

道頓堀太左衛門橋北詰(濱より少し北)

鳴之内周防町御堂筋西入

同 八幡筋心齋橋西入

鹽町通佐野屋橋東入

鳴の内清水町筋三休橋西入

梶木町淀屋橋筋

北堀江下通四丁目(阿彌陀南筋角)

西京猪熊佛光寺上ル町

同上 長者町松屋町下ル

立賣坂北通一丁目(稻橋筋西入)

鳴の内清水町疊屋町西入

北新地二丁目

鳴の内清水町三休橋筋西入北側

西京三條橋東松の木町(大菱屋)

鳴の内岩田町

鹽町通心齋橋筋西入南側

一 太夫三味線家持之元中覺

元祖傳本義式太夫

竹本派後藤家源播磨改

日本橋南詰坂町御堂筋

竹田出雲

石川橋筋三休橋引

元祖傳本義式太夫

豊竹越前少掾

元祖傳本義式太夫

竹本政太夫

豊竹嶋太夫

竹本筑前少掾

竹本大和掾

竹本政太夫

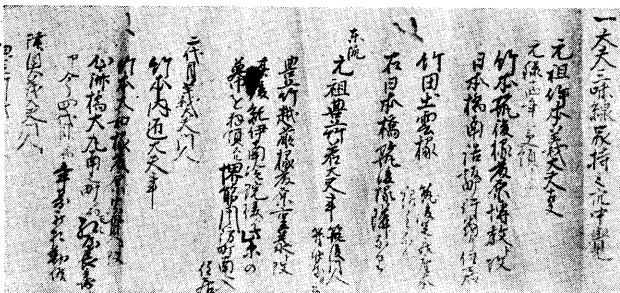
竹本政太夫

竹本政太夫

竹本政太夫

五代目	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫
三代目	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫
二代目	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫
三代目	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫	竹本政太夫
初代	鶴澤寛治	鶴澤寛治	鶴澤寛治	鶴澤寛治	鶴澤寛治
初代	野澤吉兵衛	野澤吉兵衛	野澤吉兵衛	野澤吉兵衛	野澤吉兵衛
三代目	竹本内匠太夫	竹本内匠太夫	竹本内匠太夫	竹本内匠太夫	竹本内匠太夫
二代目	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫
一代目	竹本染太夫	竹本染太夫	竹本染太夫	竹本染太夫	竹本染太夫
二代目	豊竹此太夫	豊竹此太夫	豊竹此太夫	豊竹此太夫	豊竹此太夫
三代目	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫	竹本綱太夫
初代	竹本彌太夫	竹本彌太夫	竹本彌太夫	竹本彌太夫	竹本彌太夫
初代	竹本播磨大掾	竹本播磨大掾	竹本播磨大掾	竹本播磨大掾	竹本播磨大掾

(表持家味三太夫) 踏筆夫太筆本竹



嶋の内御堂筋鰐谷角

竹本住太夫

北新地三丁目

五代目 豊竹此太夫

天王寺村河堀口宮町

三代目 竹本長門太夫

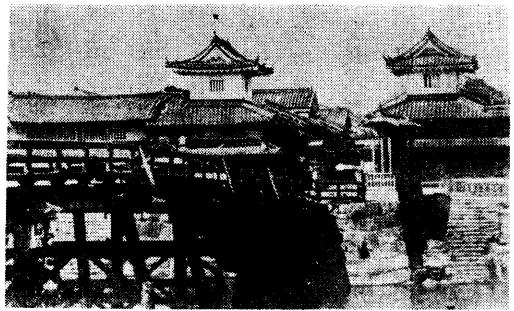
右爲後日之書印置者也

天保十三年壬寅八月

竹本筆太夫

天保の大改革は斯くの如く諸藝人には恐ろしい爆彈投下であつたが、太夫側にとつては禍變じて幸ひとなつた形で、これが爲めに却つて傳統的に享有してゐる太夫の權威が確立したわけである。さうして他の諸藝人に比して特種の見解を以て迎へられてゐたこともはつきりと解つたわけである。そして奉行所に於て當時の藝人達がどういふ風に扱はれたかといふのに、太夫は掾側の板間に着座し、役者その他はすべて白洲の砂上に下座した。それからもう一つ甚しい區別は、太夫や役者を呼び立てるのに。太夫の方へは『竹本筆太夫外何人』と呼び上げるのに反して役者達の方へは『中村歌右衛門外何匹』と呼び捨てたのである。如何に國法とは云ひながら、畜類同然に何匹は殆んど日本の國に有つた出來ごとゝは思はれないくらいである。而かも事實だから仕方がない。勿論誰れ一人異議を稱へるものなどはなかつたのだから泰平なものだ。何匹といふ藝人達と何人と云はれる太夫とは殆ど同日の談ではない。今度の事件にしても筆太夫の熱誠がよく効を奏したのは勿論だが、元來太夫優勢の傳統的位置が無ければこの運動がかう見事に勝ちを制する筈がない。然らば古來何が故に同じ藝人でありながら太夫に限つてかういふ優越權が與へられてあるのか、これはなかゝ一朝一夕のことではなくいろいろな原因理由もあるが、特に上方に於て太夫達の位置が優遇されてゐるのは、ひとへに禁裏の一方ならぬ御愛寵と庇護とに因るのだと云つてよい。従つて古來太夫そのものが如何に人格的であつたか百姓下賤の出身たる義太夫さへも殆どその生涯は武士に等しい嚴格なる節制をもつて斯道を大成せしめてゐる。

慶長元和の大坂陣が終つた後のこと、かういふ大戰亂の後の常として、大阪市中には豊臣の殘黨や澤山な浪人共が、白晝横行闊歩して、掠奪を恣にし、斬取り夜盜の類は隨時隨所に起り、いかに良民が困窮したかわからない。幕府の當局もこの取締りには追がに手を焼いて困つてしまつたが、さて一旦平和に歸した以上彼れ等を悉く罪科に處するも策の得たるものではない、所詮は糊口に窮しての結果に働く惡事なのだから、寧ろ彼れ等を救済するに如くはない、かういふ解釋のもとに一種の社會政策をとることになり、彼れ等を



高麗橋櫓の図

召喚説諭して、自活の途を興へやうとした。その方法は、當時大阪城要害の爲めに十七ヶ所に設けられた外廊の櫓がある。こゝの番人として彼等殘黨や浪人共を收容することを案出したのである、彼等とても好んで強盜や追剝を働いてゐるわけではないのだから、結局先づ救はれる方へ従ふのが人情、やがて其の方へだいぶ人數は片がついた。處が彼れ等とても毎日無爲に日を送つてゐる譯には行かない、多少なりとも生活の糧を補はねばならぬといふ考へを起した。そこで人形操りの興行をする事を願ひ出た。もとより興行といふほど大袈裟なものではなく、櫓のあたりを通りかゝる人々に見せる程度のもので云はゞ大道藝のやうなものである。勿論これは聞き届けられた。そこでその頃流行の西の宮の傀儡師を呼んで練習を始めたが、これだけではものにならぬところから、今度は又淨瑠璃太夫を呼び迎へて操り芝居にしたいと届け出たがこれも聞き届けられ、有名な薩摩次郎右衛門（後に江戸へ出た淨雲）に命じて同人を總附人といふことにして次郎右衛門の門人をそれぞれ十七ヶ所の櫓へ配置した。これで準備は整ふた。そこで各々の櫓の下の通路を假の舞臺として、操り淨瑠璃の興行が出来ることになつたのである。これで浪人共もやう／＼完全な生業を得たことになる。而してその櫓下には『總附人薩摩次郎右衛門』の名を記した額を上げることになつた。即ち櫓下に据る人は官許の附人であつて、一介の藝人ではないと云ふ權式を持たせた譯で、いかに次郎右衛門の櫓下が威張つた地位に置かれたかとわかる。かういふところにも太夫が武士と同然の階級に置かれてあつたことを知ることが出来る。淨瑠璃道に今も残る『櫓下』の名稱は即ちこゝに由來するのだが、後代義太夫の意圖によつて始めて名實共に備はつた權威ある『櫓下』が制定されたわけなのである。

日ごろ血を吐くやうな稽古屋舞台をつづけてゐる、文樂座の太夫さん始め連中。その一面には何んとなく名人氣質の暢んびりしたところもあつて、稻荷祭の春氣分に、歌舞伎役者糞喰へさばかり、ほんものゝ芝居を堂々と興行してゐる。だが遺がに番附では、稻荷祭餘興芝居、座本を正一位末廣大明神と洒落れ、藝題は『妹背山御殿』忠臣藏四段目と七段目』『三番叟引抜所作事』といふ本式。但シこれは現代のことでは無く、文久元年一月二十一日からの博勞町稻荷の文樂軒の芝居。役割が染太夫（おかる）玉造（鱗七）廣助（入鹿）才治（豆腐御用）新五郎（判官）など。